

大山町長 森 田 増 範 様

大山町監査委員 後藤 洋次郎

大山町監査委員 西山 富三郎

平成 25 年度大山町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された、平成 25 年度大山町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びに、地方自治法第 241 条第 5 項の規定により審査に付された基金の運用状況について審査したので、下記のとおり意見を付します。

記

第 1. 審査の概要

1. 審査の対象

- (1) 平成 25 年度大山町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成 25 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成 25 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成 25 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成 25 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成 25 年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成 25 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成 25 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成 25 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成 25 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (11) 平成 25 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (12) 平成 25 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (13) 平成 25 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (14) 平成 25 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算
- (15) 平成 25 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算
- (16) 平成 25 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- (17) 平成 25 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算

歳入歳出決算の総額は、一般会計と特別会計とを合算すると、

歳入 17,416,229,954 円

歳出 16,900,861,863 円

差引 515,368,091 円

となっており、その内訳は次表のとおりである。

(表) 歳入歳出決算総額

会計別	歳入決算額	歳出決算額	差引額	摘要
一般会計	10,961,471,535 円	10,480,928,649 円	480,542,886 円	内訳は別表 1 のとおり
特別会計 (16 会計合算)	6,454,758,419 円	6,419,933,214 円	34,825,205 円	内訳は別表 2 のとおり
合 計	17,416,229,954 円	16,900,861,863 円	515,368,091 円	

2. 審査の期間 平成 26 年 7 月 3 日から 8 月 11 日までのうち 9 日間

3. 審査の場所 大山町役場 議会委員会室

4. 審査の出席者及び説明者 後藤 洋次郎・西山 富三郎・総務課長ほか各担当課長

5. 審査の方法 審査にあたっては、町長から提出された平成 25 年度歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書・実質収支に関する調書・財産に関する調書等について、

① 決算計数は、正確で誤りはないか、

② 予算の執行は、関係法令等に基づき効果的かつ的確になされているか、

③ 収入支出事務は、関係法令等に基づき適正かつ計画的・効率的に処理されているか、

④ 財産管理は、的確になされているか、

⑤ 主要事業は、効果的になされたか、

それぞれの関係諸帳簿及び証憑書類との照合、その他必要と認める関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、併せて別途実施した例月出納検査をも勘案し、慎重に審査を行った。

第 2 審査の結果

1. 決算計数について

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されたものであり、適当なものと確認した。

また、決算に表示されている計数は、関係諸帳票及び証憑書類の計数と合致しており、正確であると認められた。

なお、予算執行及び出納事務処理に係る各会計の数値については、適正に執行されていることが認められた。

2. 執行状況について

各会計の予算執行の内容については、予算計上の趣旨を逸脱することなく、概ね有効・適切に執行されていることを確認した。

貴重な自主財源である税収も増加しており、有利な起債や国等の補助制度の活用など、安定した財政運営が図られている。

今後も、歳入・歳出両面で相応の財源対策を講じ、将来にわたって持続可能な安定した財政構造を確立されたい。

第3 会計別執行状況

1. 一般会計

平成25年度一般会計歳入総額は10,961,471,535円、歳出総額は10,480,928,649円で、歳入歳出差引額は480,542,886円であるが、このうち116,996,000円は、繰越明許費繰越額として翌年度に繰越すべき財源であり、実質収支額は、363,546,886円となる。

(1) 歳入

本会計歳入決算は、予算現額11,239,293,000円に対し、調定額は11,082,789,366円、収入済額は10,961,471,535円であった。収入率は、予算現額に対して97.5%、調定額に対して98.9%の収入状況である。

町税においては、8,380,803円が不納欠損処分された結果、収入未済額は103,843,375円となった。

収入未済額の主なものは、法人町民税を含めた町民税22,800,923円、固定資産税78,400,862円、軽自動車税2,641,590円、住宅費使用料（町営住宅）5,895,706円等で、現年度・過年度に区分すると、現年度分23,343,031円、過年度分89,593,997円である。

滞納・未収金対策については、各課が総力を結集して取り組まれており、平成24年度と比べて滞納・未収金残高は減少しているものの、依然として高額な残高となっている。詳細は別表3を参照されたい。

不納欠損処分は、町民税・固定資産税・軽自動車税で執行され、平成25年度は、8,380,803円と平成24年度の4,731,239円と比べ、3,649,564円増加した。詳細は別表4を参照されたい。

(2) 歳出

歳出決算は、予算現額11,239,293,000円に対し、支出済額は10,480,928,649円である。

平成26年度に392,710,000円を繰越したため、不用額は365,654,351円で、平成24年度の325,409,346円と比べ、40,245,005円増加した。

また、予算現額に対する執行率は93.3%で、平成24年度の執行率94.2%と比べ、0.9ポイント下がっている。

なお、平成25年度に、各課が取り組まれた事業の詳細は、別添の「平成25年度決算審査資料」に記載のとおりである。

2. 土地取得特別会計

本会計決算は、歳入総額20,732,336円に対し、歳出総額20,732,336円で、歳入歳出差引額は0円である。平成25年度は工業団地の売り払い収入があり、土地開発基金に繰出している。

3. 住宅新築資金等貸付事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 14,363,440 円に対し、歳出総額 14,362,998 円で、歳入歳出差引額は 442 円である。貸付金元利収入において、315,964,172 円の収入未済額があるが、これは本町全会計の滞納及び収入未済総額の 55.6%にあたる。

4. 開拓専用水道特別会計

本会計決算は、歳入総額 16,307,923 円に対し、歳出総額 12,486,353 円で、歳入歳出差引額は 3,821,570 円である。管理収入（給水料）に 265,606 円の収入未済額があるが、平成 24 年度に比べ、22,976 円減少している。

5. 情報通信事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 357,672,537 円に対し、歳出総額 357,672,537 円で、歳入歳出差引額は 0 円である。

6. 夕陽の丘神田特別会計

本会計決算は、歳入総額 18,735,557 円に対し、歳出総額 18,735,557 円で、歳入歳出差引額は 0 円である。

7. 簡易水道事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 8,337,007 円に対し、歳出総額 8,337,007 円で、歳入歳出差引額は 0 円である。水道使用料に、43,942 円の収入未済額がある。

8. 国民健康保険特別会計

本会計決算は、歳入総額 2,342,969,282 円に対し、歳出総額は 2,310,834,217 円で、歳入歳出差引額は 32,135,065 円である。

国民健康保険税は、予算現額 457,691,000 円に対し、調定額 594,783,133 円、収入済額 463,647,384 円で、収入未済額は 108,485,700 円となっている。

不納欠損処分は、22,650,049 円で、24 年度より 15,054,465 円多い。その他に、国民健康保険返納金に 388,220 円の収入未済額がある。

収入率は、調定額に対して 78.0%で、前年度と比較して、1.3 ポイント増加している。

9. 国民健康保険診療所特別会計

本会計決算は、歳入総額 356,241,294 円に対し、歳出総額 356,241,294 円で、歳入歳出差引額は 0 円である。名和診療所文書料に 12,150 円の収入未済額がある。

収益性は、3 つの診療所でそれぞれ異なるが、大山診療所は、固定医師の確保が依然として難しく、応急的な体制で診療業務が行われているため、診療収入の増加が望みにくい。

10. 後期高齢者医療特別会計

本会計決算は、歳入総額 193,178,543 円に対し、歳出総額 192,937,712 円で、歳入歳出差引額は 240,831 円である。後期高齢者保険料（普通徴収）に 539,480 円の収入未済額がある。不納欠損処分は 20,100 円である。

11. 介護保険特別会計

本会計決算は、歳入総額 2,164,867,529 円に対し、歳出総額 2,167,875,146 円で、歳入歳出差引 3,007,617 円の赤字決算となっている。そのため翌年度から 3,007,617 円の繰上充用を行った。

介護保険料では、879,430 円が不納欠損処分され、介護保険料（普通徴収）及び雑入（介護給付費返還金）に 6,334,309 円の収入未済額がある。

12. 農業集落排水事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 448,095,599 円に対し、歳出総額 448,047,700 円で、歳入歳出差引額は 47,899 円である。分担金では、472,940 円、使用料では、53,550 円が不納欠損処分されている。加入分担金に 305,000 円、使用料に 1,062,715 円の収入未済額がある。

13. 公共下水道事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 402,403,869 円に対し、歳出総額 402,351,819 円で、歳入歳出差引額は 52,050 円である。分担金では、513,400 円、使用料では、225,853 円が不納欠損処分され、使用料に 2,219,476 円の収入未済額がある。

14. 風力発電事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 39,848,843 円に対し、歳出総額 38,590,303 円で、歳入歳出差引額は 1,258,540 円である。

平成 25 年度の発電量は、目標電力 2,282,658Kwh に対して、発電量 1,936,032Kwh で、達成率は 84.81%であった。

売電収入は 39,384,902 円で、前年度中途から固定価格買取制度が始まり、売電価格の引き上げにより、前年度と比べ 8,517,897 円の増加となった。

15. 温泉事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 6,408,424 円に対し、歳出総額 6,408,424 円で、歳入歳出差引額は 0 円である。

16. 宅地造成事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 43,701,228 円に対し、歳出総額 43,474,087 円で、歳入歳出差引額は 227,141 円である。

平成 25 年度は、ナスパルタウン 7 区画の分譲が行われ、43,679,000 円の土地売払収入があった。

なお、平成 25 年度末の未分譲区画は、ナスパルタウンが 27 区画、大山口駅前団地 1 区画となっている。

17. 索道事業特別会計

本会計決算は、歳入総額 20,895,008 円に対し、歳出総額 20,845,724 円で、歳入歳出差引額は 49,284 円である。

営業日数、入り込み客数とも増加したものの、設備投資に係る減価償却等経費増もあったため、受取指定管理料額が減少し、これに伴い基金積立額も前年度に比べ 2,120,000 円減少した。

第4 資金運用状況について

平成 25 年度における一般会計及び特別会計の資金運用状況は、適正に行われているものと認められた。

基金は、地方交付税の伸びや国の経済対策の実施により、平成 25 年度末の基金現在高は 5,157,473,000 円と、前年度末に比べて 338,672,000 円増加している。

基金は、安全性や有利性を考慮しつつ堅実な運用が図られてきた成果と認識しているが、今後はさらに厳しい財政運営となることが十分に予測されるため、その運用については財政計画等も考慮し対処されたい。

第5 財産管理の状況について

平成 24 年度大山町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査において、「財産に関する調書については、計上漏れとなっている資産が認められるため、平成 24 年定例監査の指摘も踏まえ、早急に計上漏れとなっている資産を調査の上、管理すべき財産をすべて掌握して適切な管理運営を行われたい。」と指摘したところであるが、平成 25 年度においては、計上漏れとなっている資産等の調査が行われた結果、「適切な管理運営」という状態になったと認められる。

第6 主要事業の執行状況について

夕陽の丘神田は、平成 24 年度は施設の整備・改修を行い、平成 25 年 4 月から新たに営業を開始されたが、利用者数が大幅に伸び、盛況な状況が続いている。

今後とも、町の中央観光交流軸の中核・スポーツツーリズムの拠点施設として、所期の目的を達成できるよう効率的・効果的に事業を実施され、指定管理業者と共に更なる利用者数の増加等を図られたい。

企業誘致活動が積極的かつ効果的に行われ、新たな企業が進出し、町民の雇用が確保されることとなったが、町の発展のためには重要な事業であるので、更なる努力を継続されたい。

この他にも、平成 25 年度においても様々な事業に取り組まれたが、その個別的内容についても、概ね適正に執行されているものと認められた。

第7 指摘事項について

- (1) 延滞金の収納は、平成 25 年度で 93 万円となっているが、延滞金が町税等（以下、「本税」という。）が納期限後に納付された場合に、その遅延した本税の額及び遅延した期間に応じた賦課されるところ、滞納となった本税の収納状況と比べるとこの 93 万円という額は著しく低額であり、延滞金の徴収が的確に行われているかどうか疑問が残るところである。

したがって、滞納金の管理、請求、徴収、免除等の状況を十分検証の上、必要な対策をとられたい。

- (2) 滞納となった町税については、①滞納処分する財産がない場合や滞納処分をすると生活が著しく窮迫させる恐れがある場合などに滞納処分の執行が停止され、その状況が3年継続したとき、②滞納者が死亡して相続人が相続放棄などをして滞納税額の債務が引き継がれなかったとき、③時効が完成したときに消滅することになり、不納欠損処理が行われることとなる。

上記①と②の理由による不納欠損処理については、正当な理由があり問題がないものの、上記③については、行政努力をしてその発生を未然に防止すべきものである。

関係各課からの聴取によると、上記③の時効により消滅したもののうちその多くは、3年間の滞納処分の執行の停止期間中に時効が完成したため不納欠損処理を行ったものであるということであるが、中には滞納処分や停止の手続を行わずに時効が完成したものも含まれているところであり、今後、誠実に納税する町民との均衡上、時効を考慮した的確な滞納処分を展開する必要がある。

- (3) 住宅新築資金等貸付金の返済未収額は、回収が進んでおらず多額な残高で推移しているところである。

この返済未収額の回収事務は、主に人権推進課の職員が従事しているが、25年度においては、中高ふれあい文化センターの館長の退任に伴い人権推進課長が同館長を兼務することとなるなど、回収の促進に向けての十分な事務量が確保されているとは認めがたい。

この返済未済金の回収事務は、契約に基づき誠実に完済した町民との均衡上、必要な事務量を投下し、①借入者の現況把握、②返済計画の策定、③返済計画の履行確認・督促、④返済計画の不履行の場合の連帯債務者への請求、⑤借入者が死亡した場合の相続人への債務引き継ぎの確認・相続人への督促などの事務を確実に実施し、返済未収額の回収を促進されたい。

- (4) 上記(3)で指摘したように人権推進課長と中高ふれあい文化センターの館長が兼務という状態となっているが、このほか、人権教育推進員と教育研究所長などが兼務の状態となっている。

兼務する事務の重要性、事務量等を検討の上、兼務状態を継続するのかどうかを早急に判断されたい。

なお、住宅新築資金等貸付金の返済未収額の回収を促進するためには、人権推進課長と中高ふれあい文化センターの館長の兼務は早急に解消する必要があると思われる。

- (5) 各種補助金の交付については、補助金の効果等測定の上、不断の見直し等が実施されているところであるが、中には、見直しが必要と思われるものも存在する。

一つ目は、スクールバスの利用が可能である地域の生徒であるにもかかわらず、路線バスの利用を希望する生徒に対して、バスの定期代を補てんするための遠距離通学生徒通学費補助金の交付である。

スクールバスの利用が可能である地域の生徒は、そのほとんどがスクールバスを利用していることを考慮すると、一部の生徒に特別な利便を与える理由は乏しく、廃止を含めた見直しが必要である。

二つ目は、教員の修学旅行引率に係る経費や校区内の旅費の一部を補てんするため教育活動補助金の交付である。

これらの経費は教員としての公務に付随して発生するものであり、公務の代償として支払われる給与は鳥取県が支払者となっていることなどから判断すると、これらの公務から付随する旅費等も鳥取県が支払うべきもので大山町が補てんする理由が乏しく、鳥取県に対して旅費等の予算計上に係る意見具申・要望等を行われたい。

その他の補助金についても、安易に前年度踏襲とせず、今後とも、その必要性、効果性等を不断に検証し、見直すべきものは見直していただきたい。

また、補助金の効果を高めるため、補助金の交付団体の活動状況も十分検証し、必要に応じて的確な行政指導も展開されたい。

- 別表 1 平成 25 年度大山町一般会計歳入歳出決算
- 別表 2 平成 25 年度大山町特別会計歳入歳出決算
- 別表 3 平成 25 年度各会計収入未済額の状況
- 別表 4 平成 25 年度会計別不納欠損の状況
- 別表 5 平成 25 年度各会計間の繰出金・繰入金の状況